

水産政策審議会企画部会
第72回議事録

水産庁増殖推進部栽培養殖課

水産政策審議会第72回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 平成29年5月30日（火）午前11時00分

閉会 平成29年5月30日（火）午前11時52分

2. 出席委員

（委員） 佐藤 安紀子 長瀬 一己 馬場 治 浜田 峰子
 東村 玲子 平野 澄子 細川 良範 水越 和幸

（特別委員） 遠藤 喜志雄 久賀 みず保 菅原 幸洋 鈴木 博晶
 関 いずみ 高橋 健二 千葉 康則 中田 薫

3. その他出席者

（水産庁） 保科増殖推進部長 竹葉研究指導課長 神谷漁場資源課長
 伊佐栽培養殖課長 高瀬生態系保全室長 中奥内水面漁業振興
 斎藤沿岸・遊漁室長

4. 議事

別紙のとおり

水産政策審議会第72回企画部会
議事次第

日 時：平成29年5月30日（火）11:00～11:52

場 所：農林水産省本館4階 第2特別会議室

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第281号 内水面漁業の振興に関する基本的な方針の変更について

諮問第282号 第7次水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の変更について

【その他】

3 閉 会

○栽培養殖課長 皆さん、おはようございます。

予定の時刻となりましたので、ただいまから第72回企画部会を開催させていただきます。

私、本日の事務局を務めます栽培養殖課長、伊佐でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開会に当たり、保科増殖推進部長より一言御挨拶申し上げます。

○増殖推進部長 皆さん、おはようございます。増殖推進部長の保科です。第72回の企画部会の開催に当たりまして御挨拶をさせていただきます。

本日、大変お暑い中、皆さんにおかれましては足をお運びいただきありがとうございます。また、皆様方には平素より水産庁の水産行政の推進に当たりまして大変多大な御協力、あるいは御支援をいただいております。この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

今回の企画部会ですけれども、内水面漁業の振興に関する基本的な方針の変更と、第7次水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の変更について御審議をいただくこととしております。この2つのいずれにつきましても、ことしの1月16日の企画部会、それから2月2日の企画部会で、今後のスケジュール、それから変更の方向性、内容につきまして一度御意見、御審議をいただいております。そのときの御意見、ご指摘を踏まえて変更案等を作成し、最終的に先般、水産基本計画が策定されましたので、その方向性とも整理を図ったものということでございます。

本日、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○栽培養殖課長 ありがとうございます。

本日の議事進行でございますが、本日の会場は、委員の皆様の前にマイクが設置されておりません。御発言の際には事務局のほうでマイクをお持ちいたしますので、挙手いただき、それから御発言をお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、企画部会委員11名中8名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立いたしております。また、特別委員は11名中8名の方が出席しております。

続きまして、当審議会の議事の取り扱いにつきまして御説明いたします。

水産政策審議会議事規則第6条によりまして、会議は公開とされており、傍聴者もおみえになっております。また、同規則第9条第2項によりまして、議事録は縦覧に供するものとされております。会議終了後、委員の皆様には議事録を御確認いただいた上で水産庁のホームページに掲載して公表させていただきますので、御協力をお願いいたします。

では、次に、配布資料の確認をさせていただきます。

お手元の封筒の中の資料でございますが、まず議事次第がございます。その後に資料一覧がございます。続いて、資料が全部で3つございます。まず資料1「水産政策審議会企画部会の委員・特別委員名簿」、続いて資料2「内水面漁業の振興に関する基本的な方針の変更について」、資料3「第7次水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の変更について」です。

資料は以上となりますが、漏れ等はございませんでしょうか。お手元に資料がない方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

報道関係の方がもしいらっしゃいました場合は、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、撮影の方はここで御退席願います。

それでは、馬場部会長、よろしくをお願いいたします。

○馬場部会長 おはようございます。それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日は諮問事項が2件ございます。本日の企画部会は12時までの予定となっております。議事進行に御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第11条第3項の規定に基づき、企画部会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、諮問第281号「内水面漁業の振興に関する基本的な方針の変更について」、事務局より御説明をお願いします。

○内水面漁業振興室長 水産庁内水面漁業振興室長の中奥でございます。座って御説明させていただきます。

それでは、冒頭、資料の2でございますけれども、諮問文を読み上げさせていただきます。

29水推第276号。

平成29年5月30日。

水産政策審議会会長、馬場治殿。

農林水産大臣、山本有二。

内水面漁業の振興に関する基本的な方針の変更について（諮問第281号）。

内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第9条第6項の規定に基づき、内水面漁業の振興に関する基本的な方針を別紙のとおり変更したいので、同条第7項において準用する同条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

内容につきましては、資料の2の後ろにございます別紙の1で御説明をさせていただきます。

まず、1. 変更の経緯でございますけれども、農林水産大臣は、内水面漁業の振興に関する法律第9条第1項及び第2項の規定に基づきまして、内水面漁業の振興に関する基本的方向等について、内水面漁業の振興に関する基本的な方針を定めるといふこととされております。また、同条第6項の規定に基づきまして、内水面漁業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び内水面漁業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに同方針を変更するものとされております。

(2) 現行の方針でございますけれども、平成26年に定められたものでございまして、現時点におきましてはまだ変更時期には至っておりません。ただ、一方、同条第3項におきまして、水産基本法第11条第1項の水産基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされておりますことから、今般、新たな水産基本計画の変更が行われたということに伴いまして、この基本方針につきましても変更を行うものでございます。

変更の概要でございますけれども、2. にございますとおり、1つは(1)水産基本計画の変更に伴う変更、それから(2)といたしまして、その他所要の変更。これは基本方針策定後の情勢の変化、あるいは施策の進展等を踏まえて変更を行うというものでございます。大きくはこの2点でございます。

具体的には、その後ろにつけております別紙の2、新旧対照表をごらんください。これは上段が変更案、下段が現行の基本方針という2段書きになってございます。

まず1ページ目、前書きの部分でございますけれども、変更部分についてはアンダーラインとどうか、横に線を引いてございます。1ページ目につきましては、これは後のほうにも関係してくるところでございますけれども、魚種の表記、これにつきましては読みやすさ、それから、水産基本計画が全て魚種名が片仮名表記になっているということも踏まえまして、今回の変更において全て片仮名表記に改めております。それから、統計の数字につきましても、現行のものでは平成24年の統計を用いておりますけれども、これを最新の平成27年の統計の数字に改めております。

それから、めくっていただきまして2ページ目でございます。

第一、内水面漁業の振興に関する基本的方向というところがございます。これがこの基本方針の総論部分ということになっておりますけれども、この部分が、下の段を見ていただきますと現行の基本方針がございましたけれども、この中で書かれております記述につきましては、内水面漁業振興法の記述をほぼそのまま取り入れる形で当初は記載をされておりました。今般、新しい水産基本計画の中で、内水面漁業の施策の推進に当たっての観点が示されておりますので、それをこの基本方針の中に盛り込むこととしております。横線の入った部分でございましたけれども、「内水面水産資源の維持増大を図ること」、それから「漁場環境の保全・管理の中核を担う内水面漁業協同組合が持続的に活動できるようにすること及び遊漁を始めとした川辺での国民の自然との触れ合いを促進し、水産物の販売や農業、観光業との連携による地域振興の進展を図ることを旨として」ということで、水産基本計画に書かせていただきました3つの観点を、この基本方針の中に盛り込んで記述をしております。

それから、3ページでございます。

ここからが各論になってまいりますけれども、第二といたしまして内水面水産資源の回復に関する基本的事項ということで、1、2と書いてございます。これらの施策につきましては、現在も鋭意進展をしているところでございまして、引き続き今後も取り組んでいく必要があるというものでございますので、基本的に現行の記述をそのまま持ってきております。

1ページめくっていただきまして、4ページ目でございます。中段あたりから、第三、内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項ということで各施策が書いてございますけれども、ここについても同様に引き続き継続をしていくものでございます。

次の5ページ、4、内水面水産資源の生育に関する施設の整備というところがございます。この部分につきましては若干文章の修正をしておりますけれども、基本的には現行の基本方針と変わっておりません。趣旨がより明確に伝わるように若干の修正をしたというところでございます。

ずっと行っていただきまして、5ページの最後のほうから、第四、内水面漁業の健全な発展に関する基本的事項ということがございます。ここで書いてございます中身については大きく変更する点はありませんけれども、横線の書いてございますとおり、日本再興戦略、こういったものがリバイスされておりますので、それに合わせております。

めくっていただきまして6ページ、ここは浜の活力再生プランということでありましたけれども、これがさらに進展いたしまして、浜の活力再生広域プランというものが始まっておりますので、それについて記述を追加させていただいております。

また、輸出戦略についても、新たな輸出戦略を書いております。

6 ページのずっと書いておりますところ、若干字句の修正がございますけれども、ここも現在の施策の内容に応じた修正をしております。

続いて7 ページになりますけれども、5、回遊魚類の増殖の取組への支援というところがございます、この中で特にサケについて、従来から人工孵化放流によって造成されるサケについて、太平洋側の回帰率が大幅に低下しているということで、現行の基本方針では書いてございましたけれども、御承知のとおり、これが北海道を含めて全国的に回帰率が低下するということになっておりまして、それに対する取り組みが必要になってきているということで、ここも水産基本計画の記述に合わせまして取り組みを記載させていただいております。

1 ページまためくっていただきまして、施策の第五、その他内水面漁業の振興に関する重要事項というところで書いてございます。ここでは、従来ウナギの資源管理につきまして国際的な枠組みの構築、それから届出制の活用ということで書いてございましたけれども、その後の取り組みによりまして、国際的な枠組みというのが一応できております。今後はそれをさらに一層推進することとする。また、国内としては届出制からシラスウナギの池入れ量の管理を行います、いわゆる許可制に移行しておりますので、それに対して記述を変更しております。

9 ページでございます。

3 といたしまして、平成23年原子力事故による被害等への対策ということで、これは引き続き対策を講じていくわけでございますけれども、なお書きのところ書いてございました生活圏において行っている除染、これにつきましては、いわゆる前年度をもちまして事業が終了しているということで、今回の見直しでは記述を削除させていただいております。

以上、主な変更点について御説明をさせていただきました。別紙の3として、溶け込み版、今の新旧対照表でお示しした部分を全部溶け込んだ形でのものをつけておりますけれども、これは適宜ごらんをいただければと思います。

説明は以上です。

○馬場部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたらお願いします。

千葉特別委員、お願いします。

○千葉特別委員 千葉です。よろしくお願いします。

非常によく細かく中身が精査されていていいと思うのですが、この変更の概要がありますが、2のところ（1）の②ですが、「漁業体験等を目的とした施設整備」ということを書

かれています。これでいいかとは思いますが、ただ、ここに「内水面漁業の健全な発展に関する」と書いていますと、内水面漁業の多くが遊漁ということで、遊漁証の発行によって、かなり放流資金とかを賄っている面が大きいわけです。

それで、これで漁業体験というよりは、遊漁者をふやすことが一番の内水面漁業の振興につながるということで、漁業体験も必要でしょうけれども、漁業体験の中に遊漁の体験とか、釣りの体験、今、子供たちが釣りに行かなくなっているという現実があります。それで、一度体験しますと、二度、三度と釣りに来る子も多くいます。ついこの間、日曜日も120人ほど、子供たちに釣り教室をしたわけですが、一度体験した子は、次の年も、次の年も来て、また親と連れだって川に釣りに行く。その場で、漁業法というのがあって、遊漁証を買わないと釣りに行けませんよという教育もしているわけですが、漁業体験の中に、この遊漁の釣りの体験ということを含めた考え方で進めていただければ、文章としてはこれでいいかと思います。漁業体験の解釈に遊漁、釣りの体験等も含むという解釈で進めていただければ、さらに、釣り場、釣り体験の場所の整備ということもしていただけると、私ども釣りの教室、あるいは体験させる場所もふえて、非常にいいと思います。

現在、釣り教室を行う場所がないのが現実です。釣りをする場所はいっぱいあるのですが、大人にはいいんですが、青少年に釣りを体験させる場所がないというのが現実です。そういったことで、この漁業体験という中に、解釈として遊漁の体験をする施設ということも含めて考えていただければ結構かなと思います。

以上です。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。

関特別委員、お願いします。

○関特別委員 質問とかじゃなくて確認なんですけれども、1ページのところで、生産量です。平成24年のときに3万3,000トンで、27年も3万3,000トンなんですけれども、これ、要するに変わっていないということでもいいんですね。ありがとうございます。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。

東村委員、お願いします。

○東村委員 東村です。

私もちょっと確認事項なんですけど、別紙2の2ページ目の第一、内水面漁業の振興に関する基本的方向というのが、これまでも基本的方向というものがあつたんですが、今回の基本計画を受けて、この別紙1にあるような資源の増大、それから環境の保全と内水面漁協の持続的な活動、

及び最後、地域振興の進展という、3つの柱を立てて進めていくということが明確にされたという理解でよろしいんですね。ありがとうございます。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。

じゃ、まず中田特別委員、それから菅原特別委員。

○中田特別委員 私も確認です。3ページの初めのところで、「漁場環境の再生等について、他地域の模範となるような関係者間の連携事例の普及を図ること等により、その着実な実施を図ることとする」とあります。本当に内水面というのは、いろいろな関係者が入っている中で、調整というのは非常に重要だということはよく理解できますので、そのことをしっかり際立たせるように、こういう書きぶりになっているという理解でよろしいでしょうか。

○内水面漁業振興室長 そのとおりです。

○馬場部会長 次、菅原特別委員、お願いします。

○菅原特別委員 最初の説明のときに、別紙2のところなんですけれども、魚の名前を平仮名表記から片仮名表記に変えたというところで、8ページの第5のところ、その他内水面漁業の振興に関する重要事項のところで、ほかの「ウナギ資源」とか「シラスウナギの採捕」とかいうのは片仮名表記になっているんですけれども、「うなぎ養殖業に係る資源管理を」というところは、「うなぎ」は平仮名表記になっているんですけれども、何かこだわりがあるのでしょうか。

○内水面漁業振興室長 申しわけございません。ちょっと説明が不足しておりました。魚の種類を表記するときには片仮名にしておるんですが、ここは「うなぎ養殖業」という法律用語になっておまして、この法律用語については、やはり平仮名でなければならないというルールがございまして、こういう形になっております。

○菅原特別委員 ありがとうございます。

○馬場部会長 今までの質問には大体お答えいただいたようですけれども、特に何か御回答がありましたらお願いします。

○内水面漁業振興室長 最初に、千葉委員から御意見をいただきましてありがとうございます。まさに千葉委員御指摘のとおり、内水面漁業は遊漁者と一体となって振興していかなければならないというふうに我々も考えております。そういった意味で、千葉委員のまさに御指摘のとおり、漁業体験という中にそういった遊漁等も含めて考えていくというふうに我々も進めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

また、中田委員から御指摘がありました連携の事例ということ、これは、この水産政策審議会の審議の中でも、長瀬委員から御地元の取り組みを御紹介いただきました。大変関係者の皆様が

一体となって川づくりに取り組んでおられるということがございましたので、やはりそういった事例を全国に広げていきたいという趣旨、それを明確にさせていただいたものでございます。

○馬場部会長 ほかに御意見、御質問、ありましたら。

千葉特別委員、お願いします。

○千葉特別委員 すみません。8ページの6番、国民の理解と関心の増進というところの最後から3行目部分、「各都道府県が定める漁業調整規則や漁業協同組合等が定める遊漁規則等」とあります。これは質問というか、ちょっと疑問に思っていることなんですけれども、遊漁規則は主に漁業組合ごとに違うと思います。それを組合ごとの漁業規則管理、あるいは点検してチェックしているのは県だと思いますが、その中で、適切な資源管理ということで、私の知る範囲で遊漁規則が不適切だと思われる漁業組合もあるように思います。というのは、県の魚として増殖に努めていながら、ある時期から一斉に漁業組合に対してヤスによる捕獲、それを許可して、ほとんど魚が残らない状況になる。これは例としてはサクラマスですけれども、サクラマスを遊漁者には高い遊漁料で釣らせているのですが、それが、ある時期から漁業組合が一斉に潜って、ヤスでほとんどのサクラマスをとってしまう。一人で80匹、100匹と、しかも卵が入った状態のものを全部ヤスでとってしまう。それが漁業規則で許されている状況というのは、そういったことの指導は県なんだろうけれども、国としても指導していただきたいと常々思っています。これは各漁業組合が漁業規則をつくるわけですが、その辺のチェックと見直しというのをしていただきたいと思います。また、そういう指導もしていただきたいと思っております。

以上です。

○沿岸・遊漁室長 沿岸・遊漁室長の斎藤でございます。

千葉委員の御指摘のとおり、遊漁規則については都道府県の内水面漁場管理委員会ではかるべく審査されて、遊漁料を要するに徴収する場合には、ちゃんと見合ったものになっているかといったものを審査されているというふうなことでございます。ただ、御指摘のあった件でございませぬけれども、要するにそういう事例がございましたら、ちょっと個別に御相談いただいて、しかるべき指導等が必要であればしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。

鈴木特別委員、お願いします。

○鈴木特別委員 鈴木でございます。

きょうの法律のいろいろな改正文とはちょっと離れた質問で恐れ入りますけれども、外来種のことをちょっと伺いたいんです。ブラックバスとかカメに至るまで、いろいろな有害な外来種が

ふえているわけですが、それが内水面の生物の在来種への影響というのは拡大しているというふうに伺っております。それに対する駆除対策とか放流、輸入の規制について、水産庁としての基本姿勢が、今回の法改正や漁業白書での扱いというのはどんなふうに今検討が進んでいらっしゃるのか、質問させていただきたいと思っております。

○内水面漁業振興室長 鈴木委員からの御指摘でございますけれども、今回のこの基本方針の中では、別紙2の3ページでございます第2の2という部分でございますけれども、特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援ということで、特定外来生物というのは、まさに今御指摘がありましたようなブラックバスとかブルーギルとか、そういったものでございまして、これはもう法律的に勝手に飼ったりしてはいけないということになっておるものでございますが、そういったものについては、御指摘のとおり、水産資源に対する被害を防止するという観点から、効率的な防除手法の技術開発ですとか、実際、内水面の漁協さんが行います防除、例えば電気ショッカー棒等、あるいは人工産卵床の設置ということで、そういったことについて水産庁としても支援をしているところでございまして、内水面漁業の振興の妨げになっているということは間違いございませんので、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○馬場部会長 ほかによろしいでしょうか。

高橋特別委員。

○高橋特別委員 カワウの件なんですけれども、この3ページの後段のほうから4ページの頭まで、「平成35年度までに半減をさせる目標の早期達成を図る」と、こういうふうに書いてあるんですが、当然ここに書くぐらいですから、具体的な対処策というものを何か持っていると思うんですが、具体的にあるんだったらちょっと教えていただければと思います。

○内水面漁業振興室長 カワウにつきましては、外来魚とはまたちょっと違う問題がございまして、もともと日本に生息していた在来の鳥類であるということでございまして、ただ、これが高度成長の環境悪化等によりまして、非常に一時期生息数が減ってしまったということで、これは保護されていた時期もございまして、それが環境の改善等によりましてどんどんふえてきて、その生息域を拡大して内水面漁業にも被害を与えているという状況がございまして。

このため、環境省と我々農水省も一緒になって、この被害対策を進めているところでございまして、一つには環境省主導によりまして広域協議会というのを作りまして、今、いろいろな取り組みを進めているところでございます。また、我々としては、内水面漁業の事業の中で漁業協同組合さんが行います追い払いですとか、それから駆除、実際銃を使って撃つとか、あるいは繁殖抑制ということで卵を孵化させないようにするとか、そういった活動について支援をしている

ところでございまして、引き続きこれもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○馬場部会長 ほかによろしいでしょうか。

浜田委員。

○浜田委員 浜田でございます。

私からは、別紙1の2の変更概要の(1)の中の2の部分。1行目に「『国民の理解と関心の増進』に当たって推進すべき施策」と書いてあります。私は、学校教育の現場におりまして、たくさんの子供たちに接しておりますが、確かに体験施設で体験をさせることというのも、魚の知識、それから環境への関心ということで大切なのですが、体験施設の特徴としては、そこに集まった人、来た人に対してそういう情報が発信できるという、どちらかというところ集客をして、来る人を待つ受動的な場です。そこに来る人というのは、今の児童ですとか青少年の数の本当に何%でしかないのです、より多くのこれからを担う次世代に対して、内水面の漁業を含め、漁業全体のこととか水産のことを知らしめるために、全ての学校教育の現場にも魚の基本的な食の知識や文化を広める活動も盛り込んでいただければと思います。

というのは、特に都会の子供たちというのは、漁業イコール海だと思っている節がありますので、内水面の漁業に関する知識というのは非常に乏しくあります。それは、やはり内水面漁業の情報に触れる機会も少ないということが挙げられます。私が接している限り、特に都会の子供たちというのは、内水面に関して一体誰が管理をして、自分たちがいつ河川に行っても遊べるような状態になっているのか、なぜ釣ってはいけない区域があるのか、なぜ放流をするのかとか、なぜ、どうしての部分の基本的な知識がない子供たちが多いです。もっと言いますと、日本では2005年からようやく食育基本法が設置されて、学校教育の現場でも食育、食育とよく言われるようになりましたけれども、2005年当時には既に義務教育課程を終えていた大人のほうが、よほど知識がないといえますか、今の小さい小学生、中学生の子供たちを持つ親世代のほうが知識がなかなかないという機会もありますので、全ての教育の現場プラス大人に対して発信する場所というのを広く大きく設けるか、漁業についての教育内容を盛り込むということが、次世代の内水面漁業や漁業全体の発展に対して必要なのではないかと考えております。

つい先日なんですけど、私が今、大手の新聞で、魚食の未来という連載をしておりまして、5月22日に、大人こそ魚食の教育が必要だというテーマで書いたところ、朝刊だったんですけども、非常に大きな反響がありました。2005年に食育基本法が日本で制定されたとい

うことを知らない方も多くて、まだまだ日本では魚食に対する知識の乏しさというのが突出しているなということを感じておりますので、ぜひ次世代への漁業の継続的な発展ということを考えて際には、教育の中に漁業全体の事を取り入れていく事を考えていただきたいと思います。

○内水面漁業振興室長 浜田委員、ありがとうございます。今、浜田委員のほうから、海面も含めた非常に重要な御指摘もいただいたというふうに考えております。

内水面の漁業協同組合のほうでも、もちろんこういったイベント的なものもあるんですけども、学校さんと一緒になって出前授業などにも取り組んでおりますし、そういった活動をこれからはしっかりと進められるようにしていきたいというふうに考えております。

○細川委員 追加なんですけれども、漁協でそのような子供たちへの取り組みを盛んにしております。この間も環境問題を田んぼの面からというので、農協さんが中心となって生き物調査を子供たち、親にしたりというようなこともございますので、森林から海までの水の流れというか、水が通っていくところの環境も含めて、自分たちがこれから生活していく環境をよくしていこうということと、漁協さん、農協さん、それから林業の方々がどのように環境を保全しているかをまとめて、例えば内水面をやるときに、田んぼではこういう環境問題をやっている、海ではこうだというようなことをついでに広められるような一体となった環境を生かすことで、それぞれの生き物、魚がよく育つというようなことの教育も、ちょっと盛り込んでいけたらと思います。よろしくをお願いします。

○内水面漁業振興室長 ありがとうございます。そのような御指摘も踏まえながら施策を進めてまいりたいと思います。

○馬場部会長 ここらで一旦締めたいと思います。

基本的な方針の変更案につきまして、御異議のある御発言はなかったように思います。諮問第281号につきましては、原案どおり承認をいただいたということによろしいでしょうか。

では、御異議がないということですので、そのように決定させていただきます。

続きまして、諮問第282号「第7次水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の変更」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長でございます。

それでは、まず諮問文の読み上げから行いたいと思います。資料3をごらんください。

29水推第278号。

平成29年5月30日。

水産政策審議会会長、馬場治殿。

農林水産大臣、山本有二。

第7次水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の変更について（諮問第282号）。

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第6条第1項の規定に基づき、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針を別紙のとおり変更したいので、貴審議会の意見を求めるということでございます。

それでは、変更の内容については、右上の括弧、別紙1で御説明を申し上げます。

変更の経緯でございますが、農林水産大臣は、沿岸漁場整備開発法第6条第1項の規定に基づき、本基本方針を定めることとされております。また、同法第7条第1項の規定に基づき、沿岸漁業に係る漁業事情、経済事情等に変動があったため必要があるときは、基本方針を変更することができることとされております。また、基本方針は、沿岸漁場整備開発法施行令第1条の規定により、おおむね5年を一期として定めるものとされ、その変更は、当該基本方針が対象とする期間の範囲内においてするものとされております。

現行の基本方針は、御承知のとおり、平成27年3月に定められたものであり、現時点において新たな基本方針の策定期限には至っておりませんが、現行の基本方針において、その期間中に水産基本計画の変更が行われるときには、内容について必要な見直しを行うとされておりますので、今般、水産基本計画の変更が行われたことに伴い、所要の変更を行うことといたします。

変更の内容でございますが、これまでの部会でも御説明した方向として、ごく技術的な修正、これのみの修正、変更でございます。

それでは、変更の概要を御説明します。

①、前文における水産基本計画の栽培漁業に関する部分についての記述を同計画の変更を踏まえた記述に修正ということで、具体的には、次のページをめくっていただいた別紙2の1ページ、このラインを引いたところ、ここが変更・修正してございます。

続きまして、変更部分は②でございますが、「東日本大震災からの復興」についてでございます。関連した事項でございます。「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成28年3月11日閣議決定）を踏まえて、被災県における放流用種苗生産の被災前の生産水準への回復目標年度を修正いたしました。これは、別紙2の5ページをごらんください。現行の規定では、このラインの引いてあります「平成27年度末まで」ということを、今回、「平成32年度末まで」に変更いたしました。

最後の技術的な変更の問題は③でございます。別紙1の1ページの2の③、平成28年4月に「国立研究開発法人水産総合研究センター」が「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に組織改変したことを受けて、該当部分の組織名を修正いたしました。これにつきましても、別紙2の4ページ、このあたりに変更のラインが引いてございます。

以上、極めて技術的な修正部分の御説明をいたしました。

また、参考までに、今後官報で公表される際は、一番最後のページの別紙3、これが一番最初の前文に当たりまして、この別紙3に続いて別紙2、これが掲載されると、こういう構成になってございます。

以上でございます。

○馬場部会長 ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等がございましたらお願いします。

関特別委員。

○関特別委員 7ページのところに機構の役割ということが出ているんですけども、水産研究・教育機構ということで、教育というのが入ってきて一つの機構になったわけですから、もうちょっと教育の部分からも働きかける事項が出てくるといいのかなというふうに思います。今すぐということではないんですけども、例えば4ページのところで、種苗生産に携わる技術者が高齢化する一方で、後継者が育っていない状況も見られるなんていう記述もあるので、そういった技術を担う人材を教育・育成するような役割というものも重要なのではないかなと思ったので、ちょっと意見として言わせていただきました。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。

中田特別委員、お願いします。

○中田特別委員 どうもありがとうございます。

こちらのほうではなくて、基本計画のほうにいろいろ教育について書いていただいています。その中で業界の要請によって私たちもちゃんとしっかりとその要請に合った形の教育をしていくようにというふうには書き込まれておりまして、その点、しっかりやっていきたいと思っておりますし、今後栽培関係でもそういうことが出てきたら対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。

じゃ、ひとまず今の2件につきまして御回答がありましたらお願いします。

○栽培養殖課長 今、中田特別委員のほうから御説明がありましたとおり、ますます水産庁も水

研センター、教育機構、こういうことで教育の部分が入りましたので、ますます栽培漁業について現場と連携がとれるように努めてまいりたいと思います。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。

○研究指導課長 研究指導課長でございます。

水産大学校と水研センターが統合しまして、こういったことで教育と研究ということで、ちょっと機能が違うんですが、こういったことをしっかり相乗効果を上げていくということで、水産大学校の学生に、水研センターの研究機関の最新の研究とかをいろいろ見て、栽培の最先端でいろいろ研修してもらったりして、そういった成果をしっかりと機構も上げていくということで、こういったことで、いろいろ今後研究とか産業の発展に貢献できていくというふうに考えております。

○馬場部会長 ほかに御発言はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○鈴木特別委員 3ページの中ごろに「遺伝的多様性が損なわれていないか」という記述がございますけれども、今、こういう種苗によって、こういうことが懸念されるというようなことが幾つか事例をお聞かせいただけますでしょうか。こんなことに取り組んでいるんだということをお願いします。

○栽培養殖課長 御説明いたします。

これは一例として御承知していただきたいと思うんですけれども、種苗を生産する都道府県の栽培漁業センターなどでは、遺伝的な偏りが発生しないように、親となる魚を自然界から漁獲したものを水槽で養成、また複数の親のほうから採卵を行う、また、親の定期的な入れかえを行う、このようなことが一般的に行われております。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

御発言がありませんので、諮問第282号につきまして、原案どおり承認をいただいたということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、そのように決定いたします。

諮問事項についての審議は以上です。

それでは、諮問第281号及び第282号につきまして、確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答申書。

29水審第10号。

平成29年5月30日。

農林水産大臣、山本有二殿。

水産政策審議会会長、馬場治。

平成29年5月30日に開催された水産政策審議会第72回企画部会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記。

諮問第281号 内水面漁業の振興に関する基本的な方針の変更について。

諮問第282号 第7次水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の変更について。

以上です。

それでは、この答申書を保科増殖推進部長にお渡しいたします。

(部会長から増殖推進部長へ答申書手交)

○馬場部会長 続きまして、その他に移りたいと思います。

その他ですが、何かございますでしょうか。

内容であれば、次回会合の日程につきまして事務局から御案内、お願いします。

○栽培養殖課長 皆様方におかれましては、既に御承知のことと存じますが、水産政策審議会の委員の任期は本年7月12日をもって満了となります。皆様方には、任期間中、さまざまな御指導、御助言を賜りましてまことにありがとうございました。

現在、改選の進捗を進めておりますが、改選後の総会及び各部会、分科会の開催につきましては、8月中下旬から9月上旬をめどに開催をお願いしたいと考えております。委員、特別委員に再任される御予定の皆様におかれましては、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○馬場部会長 以上で、本日予定しておりました議事につきましては全て終了いたしました。ただいま事務局から説明がありましたとおり、今任期における企画部会の開催は本日が最後になるかと思っております。皆様方におかれましては、この2年間、調査、審議に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

これもちまして、本日の企画部会を終わらせていただきます。